

(設置)

第1条 本市におけるスポーツに関する市民のニーズや、社会経済情勢を踏まえ、総合的かつ計画的な市民のスポーツ振興について、市長の諮問に応じ、調査し、検討し、及び協議するため、京都市市民スポーツ振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年5月30日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。